

## 守口市庁舎粗大ごみ処理業務委託仕様書

### 1 案件名称

守口市庁舎粗大ごみ処理業務委託

### 2 対象の位置

守口市京阪本通2丁目5番5号 守口市役所本庁舎

### 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 4 業務概要

「2 対象の位置」から排出される産業廃棄物（粗大不燃ごみ等）について、適正に収集運搬及び処分を行うもの。

### 5 免許資格

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第14条第1項及び第6項の規定により、次の許可を有していることを要件とするが、（1）の許可しか有していない者については、（2）の許可を有する者と業務提携を行うことにより、免許資格要件を満たしているものとみなす。

#### （1）収集運搬業において

- ・ 大阪府産業廃棄物収集運搬業許可
- ・ 産業廃棄物の処分を行う産業廃棄物処理施設を管轄する都道府県知事等の産業廃棄物収集運搬業の許可
- ・ 積み替え保管を行う場合は、当該積み替え保管を行う区域を管轄する都道府県知事等の産業廃棄物収集運搬業の許可

#### （2）処分業において

- ・ 産業廃棄物の処分を行う産業廃棄物処理施設を管轄する都道府県知事等の産業廃棄物処分業の許可

#### （3）上記（1）及び（2）の許可において、以下の産業廃棄物全てについて許可を有していること。

- ・ 廃プラスチック類
- ・ 金属くず
- ・ ガラス、コンクリートくず及び陶磁器くず
- ・ ゴムくず

## 6 委託数量（年間処分予定量）

令和6年度収集運搬・処分予定量：約 5,000 kg

### 【予定内訳】

主に廃プラスチック類、金属くず、その他	約 5,000 kg (想定)
---------------------	-----------------

排出内容：事務机、椅子、キャビネット、自転車、チューブファイル等

※ ただし、処分予定量は過去の実績から算出した量であり、処分量を約束する  
ものではない。参考までに、過去3年間の実績は次のとおりである。

### [参考]

過去実績	主に廃プラスチック類、金属くず、その他
令和5年度	4,570 kg
令和4年度	2,160 kg
令和3年度	7,900 kg

## 7 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。
- (3) 契約後、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。契約後における仕様書の疑義については、本市の解釈によるものとする。

## 8 業務実施計画書の作成

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに、業務実施計画書を作成し、発注者に提出すること。業務実施計画書として、次の書類を提出するものとする。
  - ① 業務実施計画書（表紙）
  - ② 産業廃棄物の処理スキーム（任意様式）
  - ③ 「5 免許資格」に定める許可に関する許可証の写し  
(ただし、契約期間内に許可期限が有効であること。なお、契約期間内に許可期限が切れる場合においては、更新後、速やかに許可証の写しを提出すること。)
  - ④ 収集運搬作業に使用する車両にかかる以下の書類
    - ・ 「使用予定車両届」（別紙1）
    - ・ 車検証（写し）
    - ・ 車両写真（前姿、側姿、後姿の3方向から撮影されたもの。前姿、

後姿についてはナンバープレート、側姿については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬車に係る車体表示が写っていること)

- ・ 所有者の使用承諾書（借受車両の場合のみ）

※なお、使用予定車両に変更があった場合は速やかに当該車両にかかる必要書類を発注者の監督職員に提出し承認を得ること。

- (2) 受注者は、上記(1)の④に記載する収集運搬作業に使用する車両にかかる書類について、発注者の監督職員に提出の上、承認を得ること。受注者は、承認を得た車両以外の車両を収集運搬に使用してはならない。

## 9 業務内容

### (1) 収穫場所

守口市京阪本通2丁目5番5号 地下駐車場排出ステージ

### (2) 収集回数

粗大ごみが溜まり次第、発注者より連絡する。

年間4～6回程度。

### (3) 収集時間

収集時間は午前9時から午後4時半までの間とする。

### (4) 収集車両種別

排出場所が地下であるため、高さ2.6m以下の車両で運搬すること。

### (5) 収集方法

上記の収集場所から産業廃棄物を収集運搬するにあたっては、積み残しのないよう収集すること。また、常に清潔で安全に収集を行い、廃棄物が周辺に散乱することの無いよう心がけ、周辺に散乱させた場合は速やかに清掃を行い清潔の保持に努めること。

引取り車両への積込みは受注者が自ら行うこと。

### (6) 処理方法

収集運搬した産業廃棄物は、受注者が廃棄物処理法に定める産業廃棄物処分業の許可を受けた施設において処分を行うこと。

なお、収集運搬において積み替え保管を行う場合は、産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲にその旨が含まれていること。

### (7) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）については、発注者から交付を受けること。

### (8) 報告

受注者は、産業廃棄物処分の終了後、報告書（処理を行った日付ごとに、ごみの種別及び重量を示したもの。様式不問）に加え、マニフェストB2票

(積み替えがある場合は、B 4 票、B 6 票も必要)、D票、E票を速やかに発注者へ提出すること。

(9) その他

受注者は、収集作業に際しては通行車両、通行者の安全を確保し、細心の注意を払うこと。

受注者は、本業務において、第三者との事故・問題等が発生した場合は、受注者の責任により誠意を持って解決にあたるとともに、その経過、内容を速やかに発注者の監督職員に連絡し、指示に従うこと。

10 受注者の責任及び義務

受注者は廃棄物処理法及び関係法令並びに収集運搬車に定められた積載量を守るなど道路交通法令を遵守するとともに、最低賃金法、労働基準法等関係法令を遵守しなければならない。

11 運搬費用、使用機材等の負担

本業務に使用する運搬用具・機材等は一切、受注者の負担とする。

12 請負金額の支払い

(1) 各回完了払とする。

(2) 業務提携により、委託業務を実施する場合の請負金額の支払いについて  
は、収集運搬業者が処分業者の請求業務を代行し、収集運搬業者は、発注者が支払った請負金額のうち処分業者の請負金額分を処分業者に支払うものとする。発注者の収集運搬業者に対する請負金額の支払完了と同時に、発注者の処分業者に対する請負金額の支払も完了するものとする。

13 単価契約

本業務にかかる契約は単価契約である。また、「6 委託数量（年間処分予定量）」の委託数量は概算であり、本市の都合により予算額の範囲において減ずることがある。

契約金額の確定は、入札時に提出する内訳書記載単価のそれぞれの当該単価に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第2位以下を切り捨てた金額）とする。なお、支払金額については、前述のそれぞれの金額に対して、業務委託期間満了の日までに検査に合格した収集運搬量を乗じた金額及び処分量を乗じた金額の合計（当該合計金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）とする。

## 14 再委託の禁止

- (1) 受注者は、「5 免許資格」に定める業務提携を除き、委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て、法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料管理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

## 15 その他

- (1) 過積載にならないよう留意すること。
- (2) 本業務の履行、また、運転手及び作業員の労務管理等に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (3) 受注者は、契約締結に当たり、以下に掲げる事項を記載した又は記載された書面を発注者に提出するものとする。
  - ①運搬の最終目的地の所在地
  - ②処分又は再生の場所の所在地、再生の方法及び施設の処理能力
  - ③最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び施設の処理能力
  - ④廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4各号に定める書面
  - ⑤その他本委託契約締結に当たり発注者が報告を求めた事項

## 別紙 1

## 使用予定車両届

運搬車両一覧					
	自動車 登録番号	形式・寸法	車両の名称	最大積載量 (kg)	備 考
1					新・継・廃
2					新・継・廃
3					新・継・廃
4					新・継・廃
5					新・継・廃
6					新・継・廃
7					新・継・廃
8					新・継・廃
9					新・継・廃
10					新・継・廃
事務所の所在地					
駐車場の所在地					

※車検証（写し）及び車両写真（前姿、側姿、後姿）を添付する。